

消費税増税と軽減税率制度

説明会開催のご案内

いよいよ令和元年10月1日より、消費税の税率が8%から10%に引き上げとなります。それに伴い、『軽減税率制度』が実施されます。

昨年度は、概要についての説明会を2回開催いたしましたが、今年は『軽減税率制度』への対応の準備を円滑に進めていただくための説明会を山形税務署員が講師で、開催することになりました。



『軽減税率制度』は、すべての事業者に関係する制度ですので、ご都合がつく方はご出席くださいますようお願い申し上げます。

日時	6月24日(月) 午前10時～(約90分間)
定員	40名 準備の都合上、お電話でお申し込み下さい。電話：641-4620 受付：高橋 恵
場所	山形青色申告会館 2階会議室 会場の駐車場は台数に限りがありますので、お車でのお越しの際はご注意ください。
講師	山形税務署員
内容	○軽減税率の対象品目 ○取引ごとの税率による区分経理 ○区分記載請求書の発行 ○複数税率対応レジの導入 (補助金を受けるには9月30日までに導入・支払が必要です) ○適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要 ○その他



お問い合わせ

山形青色申告会

641-4620 (月)～(金) 9:00～17:00